

小坂町高校生等扶養世帯支援給付金について 【概要】

小坂町では、すべての子どもが希望する高等学校等に就学し、安心して勉学に集中できる環境づくりに寄与するため、高校生等を扶養する世帯を対象に高校生等扶養世帯支援給付金を給付します。

1 対象学校

次の学校が対象です。

- ① 高等学校（含：定時制、通信制）、② 中等教育学校後期課程（含：定時制、通信制）、③ 特別支援学校高等部、④ 高等専門学校（1～3年）、⑤ 専修学校高等課程、⑥ 専修学校一般課程の指定教育施設（※）、⑦ 各種学校の指定教育施設（※）

※ 准看護師養成所、調理師養成施設、製菓衛生師養成施設の指定を受けた教育施設。

2 対象者

誕生日が**平成18年4月2日以後**で、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 小坂町に住所を有して、「1 対象学校」に在学する学生
- ② 小坂町以外の市区町村に住所を有して「1 対象学校」に在学し、小坂町民（住民基本台帳に記録されている者）に扶養（※）されている学生

※ 扶養については、健康保険（国民健康保険法、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法の各法で規定する制度）における扶養状況で確認します。

3 給付額

給付対象者1人につき**年額50,000円**です。

4 申請の方法と添付書類

毎年度、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類等を添えて、郵送または持参により小坂町教育委員会に提出してください。

（1）**学生本人が小坂町に住所を有する場合**（2の①に該当する場合）

- ① 学生本人の在学が発行する「在学証明書」
- ② 学生本人の「住民票（全部事項証明）」
- ③ 給付金受取口座の通帳又はキャッシュカード等の写し
（金融機関・支店名、口座番号、カタカナで口座名義人が記載されている部分）

（2）**学生本人が小坂町以外の市区町村に住所を有する場合**（2の②に該当する場合）

- ① 学生本人の在学が発行する「在学証明書」
- ② 学生本人の「健康保険被保険者証」の写し
- ③ 学生本人を健康保険において扶養親族とする方の「住民票」
- ④ 給付金受取口座の通帳又はキャッシュカード等の写し
（金融機関・支店名、口座番号、カタカナで口座名義人が記載されている部分）

5 申請・問合せ先

小坂町教育委員会事務局 総務班

〒017-0201 小坂町小坂字砂森7-1

電話 0186-29-2342